

## 6、まとめ・今後の課題

---

学校における月経関連疾患に関する教育については、学習指導要領に基づき実施される授業内においては全国画一的に実行する事は困難であると考えられているが、教育基本法第2条において「幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とあるように知識・技能の習得と併せて体育などの充実により健やかな身体を育成することは重要である。特に高等学校学習指導要領（性に関する箇所）には「生涯にわたって健康を保持増進するためには、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりがかかわっていること」とある。しかしながら、本事業で実施した中学・高等学校女子生徒を対象としたアンケート調査により、約80%の女子生徒が月経関連症状により勉学・運動に影響があることがわかり、さらに影響があっても、保護者や教員など周りの大人に相談せずにいる女子生徒が29%いることもわかった。相談しない理由としては「人に相談するような事ではない」、「痛い事は当たり前だから」、「親に大丈夫だと言われた」といった回答があり、本人や相談相手の理解不足といった側面もあるのではないかと考えられる。

保健体育・性教育といった場面での月経教育も重要ではあるが、女子生徒にまず月経に係る悩みがあれば相談しても良いという事を啓発する必要がある。また、先の調査でもわかる通り悩みを抱えていても誰にも相談せずひとりで我慢している女子生徒もいる可能性がある。女子生徒からの相談を待つだけでなく、学校生活の場において女子生徒の様子や変化が見えやすい教員にも理解を深めていただき、体調の悪そうな女子生徒を見かけたら、「単なる生理痛」「よくあること」で済ませず、養護教諭と連携をとり、気配りのある声かけを行うなどし、生徒が相談しやすい環境づくりをしてもらえるよう願っている。その際に参考となるよう、教員対象資料では思春期女子特有の月経関連疾患について主なサインや原因と疑われる疾患が確認しやすいものにした。更に教員自主学習用スライドでは月経の基礎や月経関連疾患の基礎に加えて女子スポーツ選手特有の問題や貧血などのテーマもコンテンツに入れ、より学校生活の中で想定される状況で役立ててもらえるような内容となっている。

また本年度の調査により、保護者への相談が大半を占める中、「不調を感じても病院に行かない」と回答した生徒が94%にも及んでいることから、相談をしても必ずしも適切な行動に至っていないこともわかった。今後は保護者にも正しい知識と理解を深めてもらえるような活動も検討し、女子生徒の将来にも影響する健康管理のために教員・養護教諭・保護者の理解と連携協力をとっていただくことが不可欠である。また本年度作成した資料により、学校現場での教員の対応や生徒の相談行動に係る効果計測も継続して行い、より効果的な啓発方法の検討と行動変化の調査は今後も更に取り組む必要がある。

子供の体力向上課題解決に向け、女子生徒の積極的な授業・運動への参加や自己の健康管理及び環境づくりを目指し学校現場・家庭との連携を課題として施策の推進が急がれる。



平成 28 年度スポーツ庁委託事業「子供の体力向上課題対策プロジェクト」

中学校、高等学校における教員を対象とした  
女性特有の健康問題に関する情報周知  
成果報告書

発行 : 特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議  
〒104-0045  
東京都中央区築地 1-4-8 築地ホワイトビル 803  
TEL 03-6228-4804 FAX 03-6228-4364  
URL <http://www.jecie.jp>

本書の無断複写複製（コピー）及び内容の無断転載を禁じます。